



お元気ですか

2006年12月議会報告
通巻 231号

市議会議員 山下けいき

TEL 635-6680

〒567-0849 茨木市平田台5-6-401

fax 635-5184

市役所へのご意見、ご要望はお気軽にご連絡ください。メール keiki@crocus.ocn.ne.jp

<http://www.genki-yamashita.com/> 山下のホームページが元気です。

新鮮、ボリュームで勝負しています。「山下けいき」で簡単に検索できます。ぜひご覧ください。



11月23日
福知山マラソン

後期高齢者泣かせの 医療制度がやってくる

後期高齢者医療広域連合は国が医療費抑制を目論んで自治体に押し付けてきたもので、私には到底賛成できない議案です。

内容的にも75歳以上の高齢者から保険料を年金から天引きし、保険料が払えなければ短期保険証や資格証明書となり、病院にもかかりづらくなります。

埼玉県志木市の長沼市長はホームページ(裏に紹介しています)でこの制度は「頭が痛い」と幾度も述べているが、野村市長はどうかとただしました。しかし答弁はこの制度を肯定するだけのもの。ここが役所育ちの限界でしょうか。心温まる市政を願っているのですが……。

さて質問が終わった後で休憩に。事務局が「簡易採決ですが、いいですか」と了解を求めてきました。「共産党も反対(実際は退席を決めていたのですが)だから、起立採決」と私は思い込んでいました。確かに事務局からもらった議会運営委員会の報告は簡易採決。見落とした私も悪いのですが、本来なら委員会に付託して議論すべき内容です。神奈川県逗子市では委員会で否決され大騒ぎになりました。本会議だけで、しかも簡易採決というのは、いかに後期高齢者のことを考えていないかの表れです。

簡易採決なら「異議ありませんか」「異議なし」、よって「全員賛成」になります。反対があったことを示すには「賛成多数」にして、反対が少しでもあったことにしなければなりません。「動議で起立採決を求める以外ない」と主張したら、事務局が各会派をまわってくれ、起立採決に変わりました。(山下ブログを一部変えています)

市長が頭を痛める後期高齢者医療制度

—埼玉県志木市長のホームページから—

平成 20 年度から後期高齢者医療制度がスタートする。

後期高齢者とは、75 歳以上の高齢者のことで、75 歳以上の高齢者が加入する、新たな医療保険制度が、平成 20 年度から創設されるのである。保険者は埼玉県を単位とする広域連合である。志木市はこの広域連合の構成員となる。そして、後期高齢者から保険料を徴収するのが、市町村の役割になっている。

医療制度改革に伴ってできあがった新たな制度とはいえ、市長としては、75 歳以上の高齢者から保険料を徴収するのは、たいへん頭が痛い。

現在、年金受給者を含めた年間収入が 180 万円未満の 75 歳以上の高齢者は、子供の被扶養者となり、自分で健康保険料を納める必要はない。ところが、平成 20 年度以降は、保険料を納めなければいけなくなるのである。74 歳まで、子供に扶養されていて、子供の健康保険に入れてもらっていたのに、一つ年をとって、75 歳になったら、扶養からはずれて、保険料を徴収される。国で決めた制度とはいえ、市長としては、市民、とりわけ高齢者にどう説明すれば、ご理解いただけるのか、本当に頭が痛い。

厚生労働省の説明資料によれば、厚生年金の平均的な受給者(年間 208 万円受給)の場合、月額保険料は、6200 円程度になる見込みという。サラリーマンに扶養されていた親で、基礎年金の年金受給額が 79 万円の後期高齢者は、3100 円程度になるという。ただし、この場合は、激変緩和措置で、2 年間は保険料を 5 割軽減し、1500 円程度にするという。

また、保険料の徴収方法は、年金からの天引きになるという。ただし、すでに平成 20 年の 4 月 1 日に 75 歳になっている人は、平成 20 年の 4 月 15 日に支給される年金から天引きされるのか、また、年度の途中で 75 歳になった人は、いつから、保険料が年金から天引きされるのかなど、詳細はわかっていない。

わかっているのは、埼玉県を単位とした広域連合で行うので、志木市に住んでいる 75 歳以上の高齢者も、新座市に住んでいる 75 歳以上の高齢者も、同じ埼玉県に住んでいれば、どこの市町村で生活しても、同じ保険料を徴収されるということである。

また、この後期高齢者の保険制度の保険料と介護保険料の合計額が、支給される年金額の半分を超えていた場合は、後期高齢者の保険料については、年金から天引きせず、市町村が普通徴収の方法により、徴収することになっているということだ。重ねて言うようだが、市町村は頭を抱えている。

志木市のデータでいうと、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者が要介護認定を受ける割合は、3%程度である。しかしながら、75 歳以上の後期高齢者が要介護認定を受ける割合は、おおむね 4 人に 1 人になる。

介護保険で 1 割の自己負担、後期高齢者医療保険制度でも 1 割の自己負担、そして、新たな保険料の納付義務の発生。

高齢者の医療保険制度がこう変わりますという意味で、説明責任を果たさせていただきましたが、どの市町村でも、市長も職員も、本当に頭を痛めながら、この事務に取り組んでおります。

(全国一緒の制度ですので茨木市も同様になります)

